

事務連絡
令和7年4月1日

都道府県 災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

防災課

企画専門官
(公印省略)

既設砂防堰堤に係る河道埋そくの取扱いの運用について

標記については、令和7年4月1日付け、国水防第2038号、国水砂第437号、国水保第169号をもって防災課長、砂防計画課長、保全課長から通知（以下「取扱い」という。）されたところであるが、その運用を下記のとおり定めたので通知する。

記

1 「取扱い」にいう、「砂防堰堤が明らかに被災していないもの」の「砂防堰堤の緊急除石」における国庫負担申請にあたっては、「取扱い」表－1※3の①から④の各条件を満たすことが説明できる資料を整備すること。

なお、表－1※3の③にいう、「除石計画に基づき平時から定期的な点検が実施され、必要に応じた除石（流木除去含む）が実施されていること」を説明できる資料とは、災害発生年の出水期前に土砂等の堆積面が除石管理基準高を超えていないことを確認した堆砂域の全景写真等、または、出水期前の点検で除石管理基準高を超えていた場合においては、除石により除石管理基準高を超えていないことを示す堆砂域の全景写真等とする。ただし、出水期前の点検で除石管理基準高を超えていることを確認した後、除石工事が完了するまでの間に、国庫負担要件を満たす土砂流出が発生した場合においては、合理的な理由（例えば、可及的速やかに除石工事に着手したが、除石対象土砂量が多く、除石工事完了までに時間を要した旨 等）を説明できる資料を合わせて提示する。

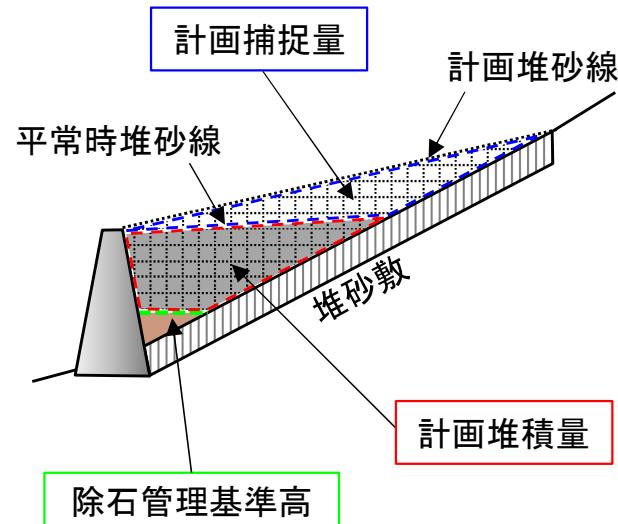
除石計画に位置づける除石管理基準高については、平時からの維持管理状況が写真等でも把握しやすいように、堰堤背面に線引き、または堰堤背面に標尺を設置するなどしておくことが望ましい。

2 「取扱い」表－1※3の④にいう、「計画捕捉量」、「計画堆積量」は別紙のとおりとする。

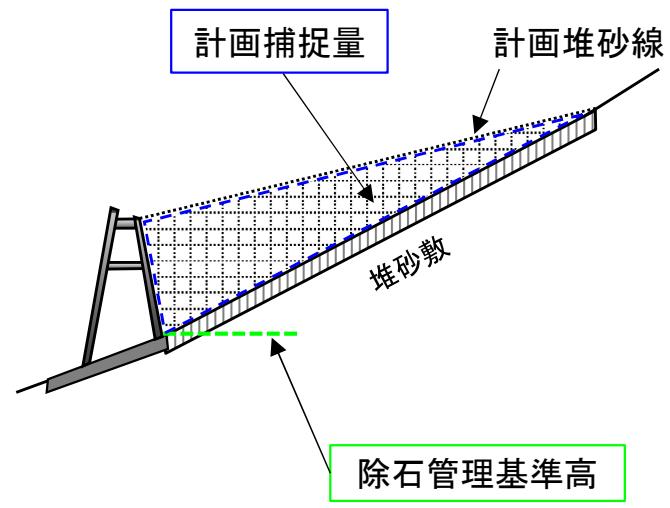
以上

(別紙)砂防堰堤の型式ごとの計画捕捉量、計画堆積量

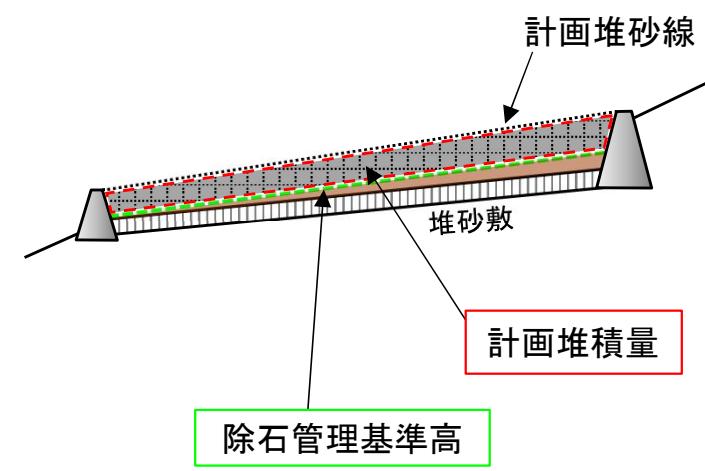
不透過型砂防堰堤



透過型砂防堰堤



土石流堆積工



+ : 計画捕捉量 + 計画堆積量の和